

台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害等に対する
共済契約上の措置について

2021年8月12日

J A共済連青森

今回の台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により被害を受けられた皆様に心からお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と、皆様のご健康をお祈り申し上げます。

さて、J A共済では、台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨により災害救助法が適用された地域にお住まいのご契約者様に対して、共済掛金の払込延長等の取扱いを実施しております。

つきましては、下記のとおり実施内容をお知らせいたします。

なお、本件にかかるご相談は、ご契約者さまのお取引のあるJ AまたはJ A共済連青森までお願い申し上げます。

1. 実施内容

(1) 長期共済

共済掛金払込猶予期間の延長

最長12か月

(2) 短期共済契約

継続契約の締結手続きの猶予および共済掛金の払込猶予

最長2か月

2. 適用基準日

令和3年8月10日

※台風第9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨による災害により災害救助法が適用された日

3. 災害救助法適用市町村

むつ市、七戸町、風間浦村

4. その他

詳細につきましては、ご契約者さまのお取引のあるJ AまたはJ A共済連青森まで

以上